

財政用語の解説

会計の区分関連	
いっばんかいけい 一般会計	市税を主な財源として、学校、道路等の整備や、社会福祉、保健衛生、環境保全、労働福祉の充実、教育・文化の振興など市が行う事務事業の大部分を経理する中心的な会計です。
とくべつかいけい 特別会計	一般会計に対して、国民健康保険事業や介護保険事業のように、保険料や使用料などの収入で運営していく事業については、その事業にかかるお金の流れを分かりやすくするために、法律や条例に基づいて一般会計とは別に設置する会計です。
ふつうかいけい 普通会計	各地方公共団体の財政状況の把握や財政比較などのために、統計上で統一的に用いられる会計です。 地方公共団体の会計は、「一般会計」と「特別会計」で構成されますが、各団体ごとに会計の範囲が異なっています。そこで、一定の基準で区分し直した会計を用いて決算統計（総務省の地方財政状況調査）が実施されます。
こうえいじぎょうかいけい 公営事業会計	普通会計と同じく決算統計で用いられる会計区分です。この会計区分を用い、地方公共団体を普通会計と公営事業会計に大別します。 公営事業会計には、次に示す公営企業会計のほか収益事業会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計などが含まれます。
こうえいきぎょうかいけい 公営企業会計	病院事業、上水道事業、下水道事業など、診療報酬や使用料などの収益を収入として、独立採算制を原則とする企業的色彩の強い事業を行う公営企業を経理する会計です。 公営企業会計には、地方公営企業法の適用を受けて企業会計方式（発生主義・複式簿記）により経理する法適用企業と地方公営企業法を適用せず普通会計と同様の会計方式で経理する法非適用企業があります。
収支関連	
けいしきしゅうし 形式収支	各会計年度における歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額です。 形式収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額
翌年度に繰り越すべき財源	翌年度に繰り越した事業等に充てるべき現金です。
じっしつしゅうし 実質収支	歳入歳出の差引額（形式収支）から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた収支です。 実質収支 = 形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源
じっしつたんねんどしゅうし 実質単年度収支	実質収支から前年度の実質収支（黒字・赤字）を差し引き、さらに当該年度の黒字要素（財政調整基金積立、地方債繰上償還）、赤字要素（財政調整基金取崩）を除いた場合の収支で、実質的な単年度収支です。 実質単年度収支 = 当該年度の実質収支 - 前年度の実質収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩し額

財政健全化法関連

<p>ざいせいけんぜんか はんだんひりつ</p> <p>財政健全化 判断比率</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から算定・公表が義務づけられた財政指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）です。 平成20年度決算からいずれかの指標が一定水準以上に悪化した場合、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定しなければなりません。</p>
<p>じっしつあかじひりつ</p> <p>実質赤字比率</p>	<p>一般会計等にかかる実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。 本市では、一般会計及び特別会計（牧落住宅団地事業費及び公共用地先行取得事業費）の実質収支を合算した値が、一般会計等の実質赤字額となります。（黒字の場合は、比率はマイナス となり、「 - 」と表示します。）</p>
<p>れんけつじっしつ あかじひりつ</p> <p>連結実質 赤字比率</p>	<p>全会計にかかる実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率です。 本市では、一般会計等及び一般会計等に含まれない特別会計（競艇事業費、国民健康保険事業費、老人保健医療事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費）の実質収支額、公営企業会計（病院事業、水道事業、公共下水道事業）及び宅地造成事業に係る特別会計（小野原西土地区画整理事業費）の資金不足（剰余）額を合算した値が、連結実質赤字額となる。 （黒字（資金剰余）の場合は、比率はマイナス となり、「 - 」と表示します。）</p>
<p>じっしつこうさいひりつ</p> <p>実質公債費比率</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金（公債費）や準元利償還金（公債費に準ずる経費）の標準財政規模に対する比率です。 本市では、主に一般会計及び特別会計公共用地先行取得事業費の公債費から都市計画税等の公債費充当特定財源を控除したものが一般会計等の元利償還金、公営企業会計及び宅地造成事業に係る特別会計への繰出金の一部等が、準元利償還金の額となります。</p>
<p>しょうらいふたんひりつ</p> <p>将来負担比率</p>	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。 本市の実質的な負債は、主に一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額の一部（土地開発公社先行取得分、小中一貫校整備事業等）、退職手当支給見込額、公営企業会計等の地方債償還への一般会計の負担見込額を合算した額（将来負担額）から、充当可能基金残高、充当可能特定財源（都市計画税等）、交付税算入公債費等（充当可能財源等）を差し引いた額となります。 （ - が負の値となる場合は、比率はマイナス となり、「 - 」と表示します。）</p>
<p>しきんふそくひりつ</p> <p>資金不足比率</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から算定・公表が義務づけられた公営企業の経営状況を示す指標です。 公営企業ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率で表され、平成20年度決算から指標が一定水準以上に悪化した場合、経営健全化計画等を策定しなければなりません。</p>

普通会計関連	
<p>いっばんざいげん 一般財源</p>	<p>使いみちを特定されず、どのような経費にも使用することができる財源で、市税、地方譲与税、地方交付税、各種交付金などです。</p>
<p>とくていざいげん 特定財源</p>	<p>一般財源に対し、使い道が決まっているもので、国庫支出金、府支出金が特定財源の代表的なものです。</p>
<p>じしゅざいげん 自主財源</p>	<p>自主的に収入しうる財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などがあります。</p>
<p>いぞんざいげん 依存財源</p>	<p>自主財源に対し、国や府の意思決定に基づいて収入される財源で、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国庫支出金、府支出金、市債などがあります。</p>
<p>じっしつしゅうしひりつ 実質収支比率</p>	<p>標準財政規模に対する実質収支の割合を表します。実質収支が赤字になると、赤字比率と呼ぶことがあります。通常3～5%が適当とされています。</p> <p>実質収支比率 = 実質収支 ÷ 標準財政規模</p>
<p>けいじょうしゅうしひりつ 経常収支比率</p>	<p>歳出総額を、経常的経費と臨時的経費に区分し、人件費、扶助費、公債費の義務的経費などの経常的経費に市税等の経常的に収入される一般財源が、どの程度の割合で充当されているかを示します。</p> <p>この比率が、低いほど臨時的な経費（投資的経費など）にまわす財源を確保できることとなり、高いほど経常的な経費が財政を圧迫して、財政構造の弾力性が低いということになり、75～80%が適当とされています。</p> <p>経常収支比率 = 経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源</p>
<p>ちほうさいげんざいだか 地方債現在高</p>	<p>地方債は、財政運営上の必要な資金を外部から調達する手段（借金）で、その返済は年度を越えて行います。（地方債を発行することを起債といいます。）</p> <p>また、地方債は、学校・道路・公園など長期間にわたり効果を生ずる施設整備で、将来利用する市民にも整備費の一部を負担していただく方法です。この地方債の年度末残高を表します。</p>
<p>つみたてきんげんざいだか 積立金現在高</p>	<p>財政運営を計画的に行うため、又は財源に余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源の変動に備えて、財政規模や税収その他の安定性の程度に応じて積み立てるものを積立金といい、基金として処理します。この基金の年度末残高を表します。</p>

普通会計関連	
さいむふたんこうい 債務負担行為	地方公共団体が建設工事をしたり、土地を購入する場合などに、複数年度にまたがる債務を負担する契約を結ぶなど、将来の財政支出を約束する行為で、予算として定めます。
ひょうじゅんざいせいきぼ 標準財政規模	標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の総量（規模）を表します。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに用います。 標準財政規模 = (基準財政収入額 - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金 - 児童手当特例交付金) × 100 ÷ 75 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金 + 児童手当特例交付金 + 普通交付税標準税収入額
ざいせいりょくしすう 財政力指数	地方公共団体の財政力（体力）を示す指標で、普通地方交付税の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年の平均値です。 この指数が高いほど財源に余裕があるものとされており、1.00に近いほど、あるいは1.00を超えるほど財政力があるされています。 1.00で自主財源の市税などで必要な財源がまかなえる状態で、それを下回れば、自主財源だけでは財政運営ができない状態となり、普通交付税が交付されます。逆に、1.00以上になると、自立して自主的に財政運営ができることになり、普通交付税が交付されません。
きじゅんざいせいじゅようがく 基準財政需要額	普通地方交付税の算定上、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政又は施設の維持管理を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額を、一定の方法によって合理的に算定したものです。 基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として、普通交付税が交付されます。
きじゅんざいせいしゅうにゅうがく 基準財政収入額	普通地方交付税の算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等を一定の方法によって算定した額をいいます。 (収入実績でなく、客観的なあるべき一般財源収入額を意味します。)
その他	
るいじだんたい 類似団体	総務省が毎年度作成する類似団体別市町村財政指数表に基づき、全国の市町村を「人口」と「産業構造」の要素により分類したものです。 地方公共団体が全国的な比較を行う場合、この類似団体のなかでどのような位置にあるかをみます。 平成19年度の本市の類似団体は全国で34団体あり、大阪府下では池田市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市があります。